

社団法人三浦市観光協会ホームページ広告掲載要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、社団法人三浦市観光協会ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、公共性及び品位を損なうおそれがないもので、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に関するもの
- (5) その他、社団法人三浦市観光協会（以下「協会」という。）が広告として適当でないと認めたもの

(広告掲載の申込み等)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）により会長に申し込まなければならない。

- 2 会長は、前項の申込みがあったときは、速やかに掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載・不掲載決定通知（第2号様式）により、申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料等)

第4条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 会長は、申込者から掲載について第1号様式で12ヶ月間の掲載申し込みがあった場合、12ヶ月につき2ヶ月分の掲載料を減額することができる。
- 3 会長は、申込者が掲載料を一括して前納するときは、掲載期間6ヶ月につき1ヶ月分の掲載料を減額することができる。
- 4 広告枠の位置は、トップページの下段の位置に掲載する。

(掲載料の支払い)

第5条 広告掲載の決定を受けた者は、速やかに掲載料を支払わなければならない。

(掲載料の返還)

第6条 既に納付した掲載料は返還しないものとする。ただし、申込者の責よらない理由により広告掲載が不可能となったときは、その全部又は一部を返還することができる。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1ヶ月を単位とする。

- 2 広告掲載期間中、協会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ、掲載期間を延長するものとする。
- 3 会長は、掲載開始月を含む会計年度の間限り、複数月に及ぶ広告掲載の決定を

することができる。

(掲載の取消し)

第8条 会長は、申込者又は広告内容が次のいずれかに該当する場合は、第3条第2項の規定による当該広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 掲載料を所定期日までに納入しなかったとき。
- (2) 当該広告を掲載することで、ホームページの公共性及び品位を害するおそれが生じたとき。
- (3) 申込者から広告掲載の取消しの申出があったとき。

2 会長は、ホームページ運営上やむを得ない事情が生じたときは、申込者と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月26日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

規格 (1 枠につき)	期間	掲載料 (税込)
縦50ピクセル 横150ピクセル 10キロバイト以内 GIF形式 (アニメーション可)	1ヶ月	会 員 10,000円 非会員 15,000円 ※会員とは、社団法人三浦市観光協会の 会員をいう。